第五十九条第二項第二号中「区分された区画」を「試料採取等の対象とされた掘削対象単位区画」に、「当該区画」を「当該掘削対象単位区画」に改め、同号に次のように加える。

チ　基準不適合土壌が存在するおそれが多いと認められる地層の位置が明らかである場合であって、当該地層の厚さが一メートル未満である場合にあっては、当該地層内の任意の位置の土壌（掘削の対象となる部分の深さの範囲内に当該地層がある場合に限る。）

第五十九条第二項第二号を同項第五号とし、同号の次に次の二号を加える。

六　前号イ及びロの規定により採取された表層の土壌及び深さ五センチメートルから五十センチメートルまでの土壌を、同じ重量混合すること。

七　第四号（同号ロ(2)に係る部分に限る。）の規定により掘削対象三十メートル格子内にある二以上の掘削対象単位区画が試料採取等の対象とされた掘削対象単位区画である場合にあっては、当該二以上の掘削対象単位区画に係る第五号の規定により採取された土壌（前号に規定する場合には、同号の規定により混合された土壌）を第五号イからチまでに掲げる土壌ごとに、それぞれ同じ重量混合すること。

第五十九条第二項第一号中「土壌の掘削の対象となる土地の区域（以下この号において「掘削対象地」という。）」を「掘削対象地」に、「区分」を「区画」に改め、同号を同項第三号とし、同号の次に次の一号を加える。

四　前号の規定により区画された掘削対象地（以下「掘削対象単位区画」という。）について、次に定めるところにより、試料採取等の対象とすること。

イ　第二号ハに掲げる土地（掘削対象地を含む要措置区域等の指定に係る特定有害物質の種類以外の特定有害物質の種類により分類された土地を除く。）を含む掘削対象単位区画

ロ　第二号ロ又はハに掲げる土地のうち掘削対象地を含む要措置区域等の指定に係る特定有害物質の種類以外の特定有害物質の種類により分類されたものを含む掘削対象単位区画（イに掲げる掘削対象単位区画を除く。以下「掘削前調査一部対象単位区画」という。）がある場合において、次の(1)又は(2)に掲げる場合の区分に応じ、当該(1)又は(2)に定める掘削対象単位区画

(1)　第一種特定有害物質に係る試料採取等を行う場合　前号の規定により掘削対象地を区画する線であって起点を通るもの及びこれらと平行して三十メートル間隔で引いた線により分割されたそれぞれの部分（以下この条において「掘削対象三十メートル格子」という。）にある掘削前調査一部対象単位区画のうちいずれか一区画（当該掘削対象三十メートル格子の中心を含む掘削前調査一部対象単位区画）がある場合にあっては、当該掘削前調査一部対象単位区画

(2)　第二種特定有害物質又は第三種特定有害物質に係る試料採取等を行う場合　次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める掘削対象単位区画

(イ)　掘削対象三十メートル格子内にある掘削前調査一部対象単位区画の数が六以上である場合　当該掘削対象三十メートル格子内にある掘削前調査一部対象単位区画のうちいずれか五区画

(ロ)　掘削対象三十メートル格子内にある掘削前調査一部対象単位区画の数が五以下である場合　当該掘削対象三十メートル格子内にあるすべての掘削前調査一部対象単位区画

第五十九条第二項第三号の前に次の二号を加える。

一　土壌の掘削の対象となる土地の区域（以下「掘削対象地」という。）について、その利用の状況、特定有害物質の製造、使用又は処理の状況、土壌又は地下水の特定有害物質による汚染の概況その他の掘削対象地における土壌の特定有害物質による汚染のおそれを推定するために有効な情報を把握すること。

二　前号の規定により把握した情報により、掘削対象地を特定有害物質の種類（同号の規定により把握した情報により、掘削対象地において土壌の第三種特定有害物質（令第一条第二十四号に掲げる特定有害物質の種類を除く。以下この条において同じ。）による汚染状態が土壌溶出量基準に適合していないおそれがないと認められる場合における当該第三種特定有害物質を除く。）ごとに次に掲げる区分に分類すること。

イ　掘削対象地が浄化等済土壌（汚染土壌処理業に関する省令（平成二十一年環境省令第十号）第五条第十七号イに規定する浄化等済土壌をいう。）又は法第十六条第一項の規定による都道府県知事の認定を受けた土壌により埋め戻された場所である旨の情報その他の情報により、基準不適合土壌が存在するおそれがないと認められる土地

ロ　掘削対象地が基準不適合土壌以外の土壌（イの土壌を除く。）により埋め戻された場所である旨の情報その他の情報により、基準不適合土壌が存在するおそれが少ないと認められる土地

ハ　イ及びロに掲げる土地以外の土地

第五十九条第三項第五号中「前号」を「前三号」に、「混合された土壌」を「採取され、又は混合されたそれぞれの土壌（第一種特定有害物に係る測定を行う場合にあっては、第五号の規定により採取された五点の土壌のうち任意の一点の土壌）」に、「第二種特定有害物質及び第三種特定有害物質」を「特定有害物質」に改め、同号を同項第八号とし、同項第四号中「第二号」を「前号」に、「五地点」を「五点」に改め、同号を同項第六号とし、同号の次に次の一号を加える。

七　第四号（同号ロ(2)に係る部分に限る。）の規定により掘削対象三十メートル格子内にあった同じ深さのロットのうち二以上の一部対象ロットが試料採取等の対象とされた一部対象ロットである場合にあっては、当該二以上の一部対象ロットに係る前号の規定により混合された土壌をそれぞれ同じ重量混合すること。

第五十九条第三項第三号を削り、同項第二号中「前号の規定により区分された土壌のすべてについて、当該土壌の任意の五地点」を「前号の規定により試料採取等の対象とされたロットの中心部分（当該ロットにおいて基準不適合土壌が存在するおそれが多いと認められる部分がある場合にあっては、当該部分）において掘削直後に、任意の五点」に改め、同号を同項第五号とし、同項第一号中「掘削した土壌を」を「前号の規定により掘削した土壌が混合するおそれのないように」に改め、「ごと」の下に「（掘削対象地を含む要措置区域等に係る土壌汚染状況調査において第四条第二項の規定に基づき隣接する単位区画を一の単位区画とした場合（申請に係る調査にあっては、同項に準じて隣接する単位区画を一の単位区画とした場合）にあっては、百三十立方メートル以下ごと）」を加え、同号を同項第三号とし、同号の次に次の一号を加える。

四　前号の規定により区分されたそれぞれの土壌（以下「ロット」という。）について、次に掲げるところにより、試料採取等の対象とすること。

イ　前項第二号ハに掲げる土地（掘削対象地を含む要措置区域等の指定に係る特定有害物質の種類以外の特定有害物質の種類により分類された土地を除く。）の土壌を含むロット

ロ　前項第二号ロ又はハに掲げる土地のうち掘削対象地を含む要措置区域等の指定に係る特定有害物質の種類以外の特定有害物質の種類により分類されたものの土壌を含むロット（イに掲げるロットを除く。以下「一部対象ロット」という。）がある場合において、次の(1)又は(2)に掲げる場合の区分に応じ、当該(1)又は(2)に定めるロット

(1)　第一種特定有害物質に係る試料採取等を行う場合　掘削対象三十メートル格子内にあった同じ深さの一部対象ロットのうちいずれか一つの一部対象ロット

(2)　第二種特定有害物質又は第三種特定有害物質に係る試料採取等を行う場合　次の(イ)又は(ロ)に掲げる場合の区分に応じ、当該(イ)又は(ロ)に定める一部対象ロット

(イ)　掘削対象三十メートル格子内にあった同じ深さの一部対象ロットの数が六以上である場合　当該掘削対象三十メートル格子内にあった同じ深さの一部対象ロットのうちいずれか五の一部対象ロット

(ロ)　掘削対象三十メートル格子内にあった同じ深さの一部対象ロットの数が五以下である場合　当該掘削対象三十メートル格子内にあった同じ深さのすべての一部対象ロット

第五十九条第三項第三号の前に次の二号を加える。

一　前項第一号及び第二号に定めるところにより、掘削対象地における土壌の特定有害物質による汚染のおそれを推定するために有効な情報を把握し、当該掘削対象地を特定有害物質の種類ごとに同号イからハまでに掲げる区分に分類すること。

二　掘削対象地を、前項第三号に定める方法により区画し、掘削対象単位区画において土壌の掘削の対象となる部分の深さまで一メートルごとの土壌を掘削すること。